

定住自立圏形成に関する協定書

長岡市（以下「甲」という。）と見附市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定する「中心市宣言」をいう。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲乙が相互に役割を分担して定住に必要な都市機能及び生活機能の確保・充実を図り、圏域全体として人々が安全・安心かつ快適に暮らすことのできる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、及び補完しあうこととする。

（連携する取組の分野、内容及び役割分担）

第3条 甲乙が相互に役割を分担して連携を図り、共同し、及び補完しあう政策分野、取組の内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

（1）生活機能の強化に係る政策分野

ア 医療

高度医療及び救急医療体制の充実

（ア）取組の内容

圏域の救急医療機関としての役割を果たしている基幹病院が住民に対して十分な高度医療及び救急医療を提供できるよう、長岡休日・夜間急患診療所及び長岡市中越こども急患センターの運営体制の充実を図る。

また、圏域における救急医療体制の整備等に関して必要な取組を行う。

（イ）甲の役割

- a 長岡休日・夜間急患診療所の施設設備の整備、維持管理及び運営経費算定の調整等について、関係機関との調整を図りながら運営に対する必要な支援を行う。

- b 長岡市中越こども急患センターの施設設備の整備及び維持管理を行うとともに、同センターで実施している小児科医のサポート体制の一層の充実を図り、病診連携を推進する。
- c 甲の住民に対して救急医療機関の適切な利用に関する普及啓発を行う。
- d 甲は、乙及び関係機関と連携して圏域の救急医療体制の整備を図るとともに、運営等に対する必要な支援を行う。
- e 甲は、乙及び関係機関と連携して圏域の医療体制の現状等に関する情報の共有を図るとともに、基幹病院及びその他の医療機関の役割、連携等について検討する。

(ウ) 乙の役割

- a 長岡休日・夜間急患診療所及び長岡市中越こども急患センターの運営経費にかかる応分の負担をする。
- b 乙の住民に対して救急医療機関の適切な利用に関する普及啓発を行う。
- c 乙は、甲及び関係機関と連携して圏域の救急医療体制の整備を図るとともに、運営等に対する必要な支援を行う。
- d 乙は、甲及び関係機関と連携して圏域の医療体制の現状等に関する情報の共有を図るとともに、基幹病院及びその他の医療機関の役割、連携等について検討する。

イ 教育

(ア) 図書館の相互利用

a 取組の内容

圏域住民への図書館サービスの拡充及び図書館資料の有効活用を図るため、図書館の相互利用を実施する。

b 甲の役割

乙及び関係市町の住民に、甲が設置する図書館の所蔵資料を、甲の住民と同一条件で提供する。

c 乙の役割

甲及び関係市町の住民に、乙が設置する図書館の所蔵資料を、乙の住民と同一条件で提供する。

(イ) 圏域内大学への支援

a 取組の内容

(a) 地元進学に向け、大学と連携して圏域の高校生に対して、情報提供を行う。

(b) 圏域内に設立される大学の整備に対して、必要な財政的支援を行う。

b 甲の役割

(a) 地域在住の高校生に対する情報提供を行う。

(b) 大学の圏域内設置及び既存の大学の新学部開設に対する情報収集を行う。

(c) 大学に対する必要な財政的支援を行う。

c 乙の役割

(a) 地域在住の高校生に対する情報提供を行う。

(b) 大学に対する必要な財政的支援を行う。

ウ 産業振興

(ア) 観光振興

a 取組の内容

圏域の観光振興を図るため、旅行会社に旅行商品の造成の働きかけを行う。

b 甲の役割

乙と共同し、旅行会社に対し旅行商品の造成に向けたPRに取り組む。

c 乙の役割

甲と共同し、旅行会社に対し旅行商品の造成に向けたPRに取り組む。

(イ) 雇用の促進

a 取組の内容

地元就職を更に促進するため、圏域内の企業の魅力を発信する事業を展開する。

b 甲の役割

乙と連携し、圏域内の地元就職に結びつく就労イベント等を企画・実施する。

c 乙の役割

甲と連携し、圏域内の地元就職に結びつく就労イベント等を企画・実施する。

(ウ) 起業・創業等の支援

a 取組の内容

圏域内での起業創業等を促進するため、機運醸成や事業立上げ等に係る支援を展開する。

b 甲の役割

乙と連携し、圏域内での起業創業等を支援する事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

c 乙の役割

甲と連携し、圏域内での起業創業等を支援する事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

エ 環境

廃棄物処理施設の連携・広域化

(ア) 取組の内容

廃棄物処理施設に重大な故障が発生した場合等に、行政区域を越えて廃棄物の処理を相互に行う応援体制を整備する。

(イ) 甲の役割

甲は、乙の廃棄物処理施設に重大な故障が発生した場合等に、乙の区域から排出される廃棄物を甲の処理施設で処理する。

(ウ) 乙の役割

乙は、甲の廃棄物処理施設に重大な故障が発生した場合等に、甲の区域から排出される廃棄物を乙の処理施設で処理する。

オ 消防・防災

(ア) 消防救急体制の強化

a 取組の内容

甲乙の隣接する区域における消防出動については、相互応援体制を構築し、到着時間の短縮及び効率的な部隊運用により初動体制の強化を図る。

b 甲の役割

甲は、隣接する乙の区域で火災等が発生した場合、応援出動をする。

c 乙の役割

乙は、隣接する甲の区域で火災等が発生した場合、応援出動をする。

(イ) 市民防災力の充実・強化

a 取組の内容

中越大震災等の経験を踏まえ、災害時に的確な判断及び行動ができる防災リーダーを育成するため、中越市民防災安全大学（以下「防災安全大学」という。）への入校を推奨する。

b 甲の役割

防災安全大学を主催する公益社団法人中越防災安全推進機構と連携し、防災安全大学のカリキュラムを充実させ、学びやすい環境づくりを行い、受講者の確保につなげる。

c 乙の役割

乙の住民に対して防災安全大学への入校を呼びかける。

カ その他

(ア) 男女平等推進相談の充実及び連携体制の強化

a 取組の内容

圏域内住民の家族・夫婦関係、からだ・性、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の相談に対応するために、圏域内の連携体制を強化する。

b 甲の役割

(a) ウィルながおか（長岡市男女平等推進センター）相談室の機能の充実を図る。

(b) 長岡市DV防止ネットワークを通じて、DVに関する情報の共有を図る。

c 乙の役割

(a) ウィルながおか相談室と連携しながら、乙の住民への相談体制の充実を図る。

(b) 長岡市DV防止ネットワークに参加し、DVに関する情報の共有を図る。

(イ) 消費生活相談体制の強化

a 取組の内容

圏域内の消費生活に関する安全・安心を確保するため、消費生活相談体制を強化する。

b 甲の役割

(a) 乙と消費生活に関する相談内容、対応状況等の情報交換を行う。

(b) 専門機関との連携を強化し、対処困難ケースへの的確な対応を

行うとともに、相談内容に応じて乙と協力して対応する。

c 乙の役割

甲と消費生活に関する相談内容、対応状況等の情報交換を行うとともに、相談内容に応じて甲と協力して対応する。

(ウ) 多文化共生社会の推進

a 取組の内容

外国籍住民が地域住民と融和した生活を営むことができるよう、多言語による生活相談、日本語教室及び交流イベントを充実させる。

b 甲の役割

(a) 外国籍住民の生活相談に必要な体制及び自立生活に資する日本語教室の開催を維持する。

(b) 長岡市国際交流センター「地球広場」で開催する交流イベントと乙で開催する交流イベントを共同で開催し、相互活用を図る。

c 乙の役割

(a) 外国籍住民の生活相談において、言語対応が困難な場合、相談内容が複雑な場合等は「地球広場」と連携して対応する。

(b) 外国籍住民の要望及び日本語学習レベル等に応じて「地球広場」と連携して対応する。

(c) 乙で開催する交流イベントと「地球広場」で開催する交流イベントを共同で開催し、相互活用を図る。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの維持

(ア) 取組の内容

圏域内における通院、通学等の生活交通を確保するため、圏域内の公共交通ネットワークの維持を図る。

(イ) 甲の役割

a 乙と連携し、広域的な交通結節点であるＪＲ長岡駅と見附市間を結ぶ基幹バス路線を維持する。

b 乙と連携し、基幹バス路線以外においても、通院及び通学に必要な長岡市中之島地域と見附市間及び長岡市栃尾地域と見附市間を結ぶバス路線については、効率化を図りながら維持する。ただし、バス路線を維持することができない場合は、代替交通を確保する。

- c 乙と共同して、上記のバス路線等を維持するために必要な費用を負担するとともに、関係機関との調整を行う。

(ウ) 乙の役割

- a 甲と連携し、基幹バス路線を維持する。
- b 甲と連携し、基幹バス路線以外においても、通院及び通学に必要な長岡市中之島地域と見附市間及び長岡市栃尾地域と見附市間を結ぶバス路線については、効率化を図りながら維持する。ただし、バス路線を維持することができない場合は、代替交通を確保する。
- c 甲と共同して、上記のバス路線等を維持するために必要な費用を負担するとともに、関係機関との調整を行う。

イ ICTインフラストラクチャー（情報通信技術基盤）の整備

(ア) 快適な情報基盤の整備（ケーブルテレビのサービスエリア拡大）

a 取組の内容

防災情報を含む多チャンネル・コミュニティ放送及び高速インターネット通信を一体的に提供できるケーブルテレビのサービスエリア拡大を支援する。

b 甲の役割

乙と連携し、ケーブルテレビのサービスエリア維持のため、必要に応じた協力を行う。

c 乙の役割

甲と連携し、ケーブルテレビのサービスエリア維持のため、必要に応じた協力を行う。

(イ) 快適な情報基盤の整備（コミュニティFMの受信環境の整備）

a 取組の内容

住民生活の利便性向上、安全・安心な地域づくりのため、行政からの情報、暮らしの情報等の地域に密着した情報及び災害時における重要な情報の伝達手段であるコミュニティFM放送の受信環境の整備を推進する。

b 甲の役割

圏域内におけるコミュニティFMの受信環境の整備に向けて、関係機関との調整を図りながら、FM放送事業者への支援を乙と協力して行う。

c 乙の役割

圏域内におけるコミュニティFMの受信環境の整備に向けて、関係機関との調整を図りながら、FM放送事業者への支援を甲と協力して行う。

ウ 地域内外の住民との交流・移住促進

移住・定住の促進

(ア) 取組の内容

合同で移住セミナーや情報発信、移住者交流会等を実施することにより、移住者の選択肢が広がり、多くの移住希望者と最初の接点を持つことで、圏域への移住者の拡大を図り、移住後の孤立化の抑制と定住化を促進する。

(イ) 甲の役割

乙と連携し、移住セミナーや相談会、移住者交流会等の事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

(ウ) 乙の役割

甲と連携し、移住セミナーや相談会、移住者交流会等の事業を企画し、実施するほか、その情報の共有や発信を行う。

エ その他

公共施設の相互利用

(ア) 取組の内容

圏域住民の文化活動及びスポーツ活動等の場の拡充を図り、その発展に寄与するため、圏域市町が設置する運動施設及び集会・文化施設の相互利用を実施する。

(イ) 甲の役割

乙及び関係市町に住所を有する住民及び所在地を有する団体に、甲が設置する長岡市市民体育館等の運動施設及び長岡リリックホール等の集会・文化施設の使用を甲の住民と同一の基準（使用料等の減額又は免除の基準を除く。）で許可し、使用させる。

(ウ) 乙の役割

甲及び関係市町に住所を有する住民及び所在地を有する団体に、乙が設置する見附運動公園等の運動施設及び集会・文化施設（見附市文化ホール）の使用を乙の住民と同一の基準（使用料等の減額又は免除の基準を除く。）で許可し、使用させる。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

人材の育成

ア 職員の人材育成

(ア) 取組の内容

職員の資質向上及び政策形成能力の向上を図るため、圏域合同での研修、外部専門家による専門的な研修を実施する。

(イ) 甲の役割

乙と共同で実施することが効果的な研修を企画し、運営するとともに、外部から専門家を招へいする。

(ウ) 乙の役割

甲の研修に職員を派遣するとともに、甲との協議の上、必要な経費を負担する。

イ スポーツ指導者養成

(ア) 取組の内容

誰もが分け隔てなくスポーツに親しむことができる環境づくりを目指し、スポーツ指導者を養成及び活用する。

(イ) 甲の役割

圏域内の各種スポーツ指導者の養成に役立つ人材情報を収集し、講習会等の企画・運営を乙と共同で行うとともに、講習会等の全体調整を主導する。

(ウ) 乙の役割

圏域内の各種スポーツ指導者の養成に役立つ人材情報の収集に協力するとともに、講習会等の企画・運営を甲と共同で行う。

ウ 地域おこし協力隊の合同研修

(ア) 取組の内容

地域おこし協力隊の実効的な活動やキャリア形成を実現するため、圏域合同での研修を実施する。

(イ) 甲の役割

乙と合同で実施することが効果的な研修を企画し、運営するとともに、外部から専門家を招へいする。

(ウ) 乙の役割

甲の研修に協力隊を派遣するとともに、甲との協議の上、必要な経費を負担する。

(事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組の推進のため、甲乙は、前条において規定するもののほか、必要な費用が生じる場合は、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年12月21日

甲 長 岡 市
長岡市長

乙 見 附 市
見附市長